

○ 振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定

笠間市告示第285号

振動規制法(昭和51年法律第64号)第3条第1項の規定に基づき、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を次の1のとおり指定し、同法第4条第1項の規定に基づき、特定工場等において発生する振動についての規制基準を次の2のとおり定め、平成24年4月1日から施行する。

平成24年4月1日

笠間市長 山口 伸樹

1 振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域

都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する工業専用地域を除く全域

2 特定工場等において発生する振動についての規制基準

時間の区分 区域の区分	午前6時から午後9時まで	午後9時から翌日の午前6時まで
第1種区域	65デシベル	55デシベル
第2種区域	70デシベル	60デシベル

備考

1 第1種区域及び第2種区域とは、それぞれ次に定める区域とする。

(1) 第1種区域

都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域として定められた区域

(2) 第2種区域

都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域として定められた区域並びに同法による用途地域の指定のない区域

2 次に掲げる施設の敷地の周囲50メートルの区域内における規制基準値は、各欄に定める値から5デシベルを減じた値とする。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校

(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所

(3) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの

(4) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館

(5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム